

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)

日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)

投資信託説明書

(交付目論見書)

平成29年9月15日

追加型投信／国内／株式／インデックス型



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●委託会社[ファンドの運用の指図を行なう者]

アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第387号

設立年月日:平成16年5月12日

資本金:95百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,547億円

(資本金・純資産総額は、平成29年7月末日現在)

委託会社の照会先

・照会ダイヤル **0120-580446**
(営業日の9:00~17:00)

・ホームページ <http://www.astmaxam.com>

●受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。



アストマックス投信投資顧問株式会社

[日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルリアルコース)]
[日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)]

ファンド名	商品分類				属性区分			
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象 インデックス
ブラジルリアル コース	追加型	国内	株式	インデックス型	債券 (その他債券)	年12回 (毎月)	日本	その他の指数 (日本株ハイインカム戦略インデックス(ブラジルリアル))
円コース								その他の指数 (日本株ハイインカム戦略インデックス)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

上記のファンドを総称して「日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルリアルコース／円コース)」または「当ファンド」という場合があります。また、それぞれを指して「当ファンド」という場合があります。なお、「日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルリアルコース)」については「ブラジルリアルコース」、「日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)」については「円コース」という場合があります。

- 1.この目論見書により行なう「日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルリアルコース／円コース)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月21日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月22日にその届出の効力が生じております。
- 2.商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 3.投資信託の財産は、受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 4.請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 5.ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

1. 主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「ユーロ円債」という場合があります。）に投資を行ないます。

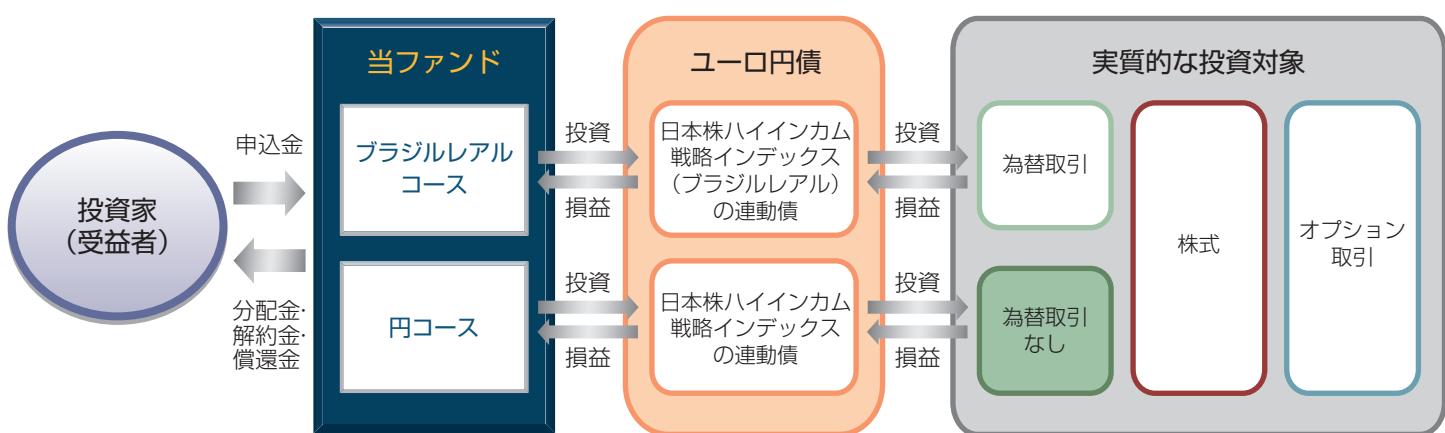
2. 「ブラジルレアルコース」については、ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）^{*1}のパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。「円コース」については、ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックス^{*2}のパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

「ブラジルレアルコース」が投資するユーロ円債は日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）、「円コース」が投資するユーロ円債は日本株ハイインカム戦略インデックスのパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

*1 日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）とは、日経平均株価に連動する投資成果を目指すポートフォリオとコール・オプションの売建てを組み合わせた戦略（以下、「カバード・コール戦略」といいます。）に為替取引（ブラジルレアルの買建て／円の売建て）を加えたパフォーマンスを指数化したものをおいいます。

*2 日本株ハイインカム戦略インデックスとは、カバード・コール戦略のパフォーマンスを指数化したものをおいいます。

投資の仕組み



「ブラジルレアルコース」においては、カバード・コール戦略による株式の配当金とオプションプレミアムの獲得に加え、為替取引によるプレミアムの獲得を通じて配当等収益（利息収入）の確保を図ります。

「円コース」においては、カバード・コール戦略による株式の配当金とオプションプレミアムの獲得を通じて配当等収益（利息収入）の確保を図ります。

ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断により当該ユーロ円債を全て売却することがあります。その場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. ファンドの目的・特色

カバード・コール戦略について

- 株式を保有しつつ、株式のコール・オプション(買う権利)を売却する戦略です。
- 株価の上昇／下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
- 一方で、株価の上昇による利益は一定の水準までに限定されます。

<カバード・コール戦略による損益のイメージ図>

	ケース1: 株価が上昇したが、満期日に権利行使価格に到達しなかった場合	ケース2: 株価が下落し、満期日に当初株価を下回った場合	ケース3: 株価が上昇し、満期日に権利行使価格以上となつた場合
損益比較 イメージ	<p>損益</p> <p>権利行使価格 +</p> <p>オプションプレミアム 上乗せ</p> <p>配当金</p> <p>配当金</p> <p>値上がり益</p> <p>現物株運用</p> <p>カバード・コール戦略</p>	<p>損益</p> <p>権利行使価格 +</p> <p>オプションプレミアムが値下がり損を相殺</p> <p>配当金</p> <p>値下がり損</p> <p>現物株運用</p> <p>カバード・コール戦略</p>	<p>損益</p> <p>満期日の株価</p> <p>権利行使価格 +</p> <p>配当金</p> <p>値上がり益</p> <p>オプションプレミアム</p> <p>配当金</p> <p>値上がり益</p> <p>現物株運用</p> <p>カバード・コール戦略</p> <p>権利行使価格を超える値上がり益は享受できません。</p>
期待される 投資成果	オプションプレミアムの獲得に加え、株価の上昇による利益が発生します。	オプションプレミアムを獲得する一方、株価の下落による損失が発生します。	オプションプレミアムの獲得に加え、株価の上昇による利益が発生しますが、権利行使価格を上回る部分の値上がり益は受取れません。

※「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

※「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となる株価をいいます。

※上記は配当金の支払いがあった場合の損益をイメージしたものです。

※上記はイメージであり、実際の株価、配当金、オプションプレミアムとは異なります。当ファンドの将来の運用成果を示唆ないし保証するものではありません。

為替取引について

「ブラジルレアルコース」においては、ブラジルレアルの買建て／円の売建ての為替取引を行ないます。

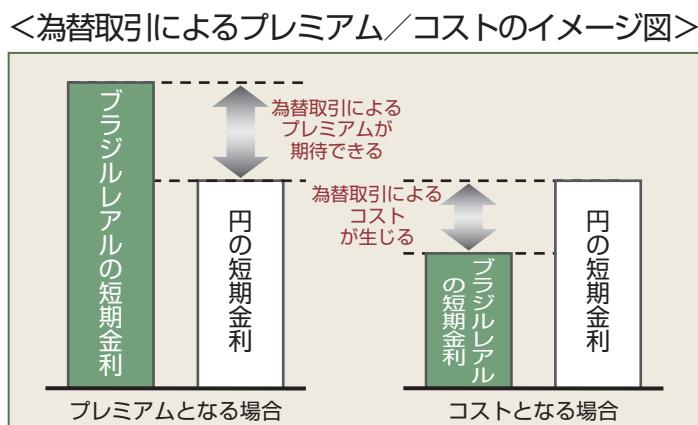
- ブラジルレアルの短期金利が、円の短期金利よりも高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。

- ブラジルレアルの短期金利が、円の短期金利よりも低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

- ブラジルレアルの対円レートでの上昇(円安)／下落(円高)により、為替差益／為替差損が生じます。

※上記はイメージであり、実際の為替取引によるプレミアム／コストとは異なります。当ファンドの将来の運用成果を示唆ないし保証するものではありません。

※為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引を利用する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム／コストは金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。NDF取引とは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いた受渡しは行なわず、主要通貨によって差金決済する取引をいいます。

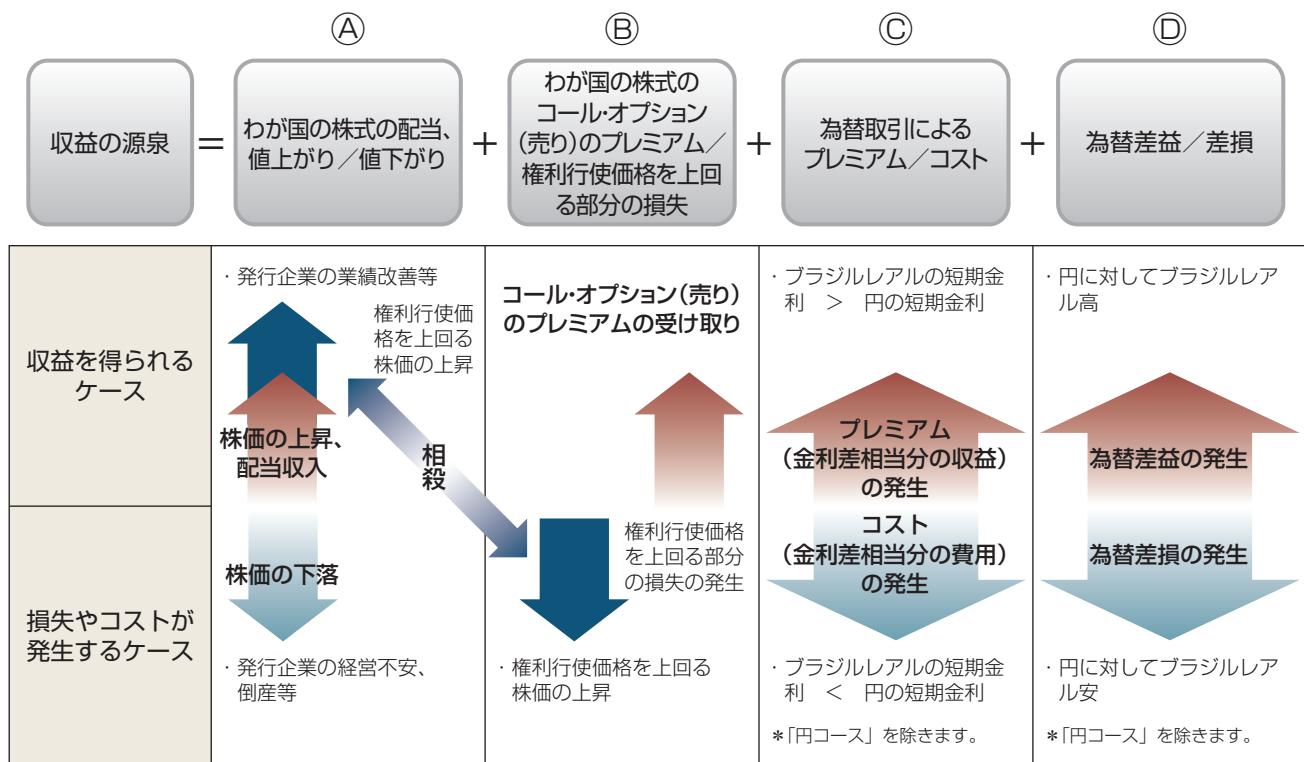
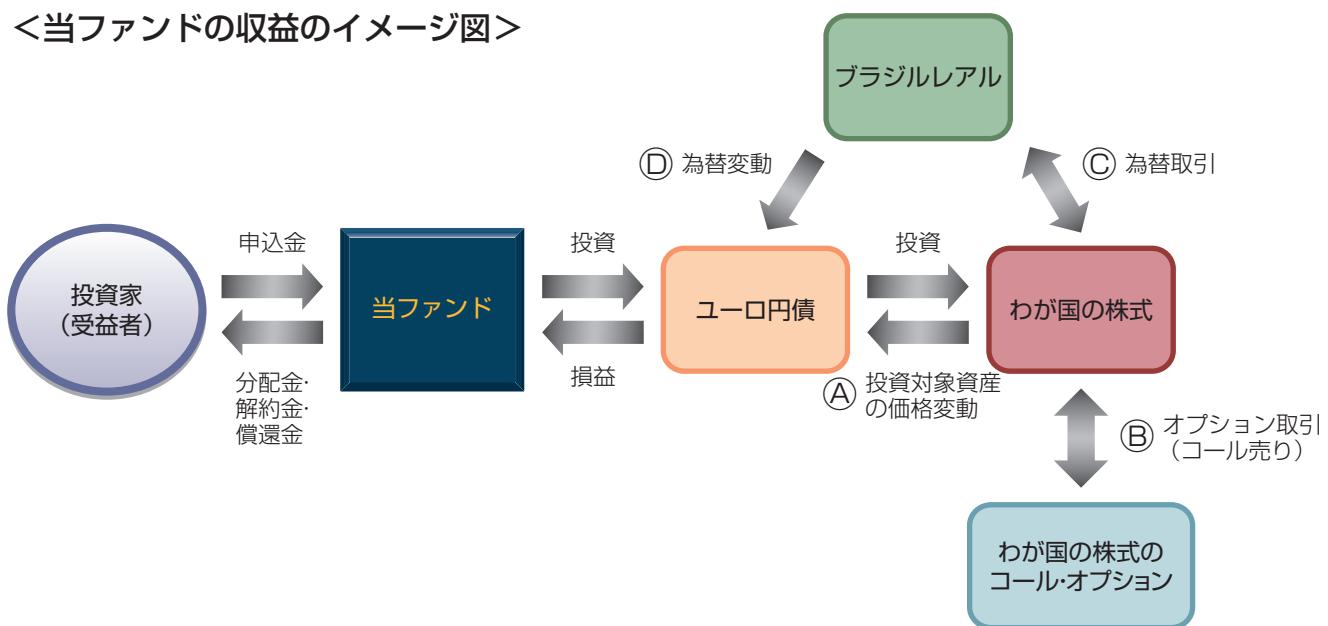


1. ファンドの目的・特色

当ファンドの収益のイメージ

- 当ファンドは、ユーロ円債への投資を通じて、株式への投資、オプション取引、為替取引（「ブラジルレアルコース」のみ）を実質的に行ないます。
 - 「ブラジルレアルコース」の収益源については以下のⒶ～Ⓓの4つ、「円コース」の収益源については以下のⒶ～Ⓑの2つの要素が挙げられます。
- ※これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。
※為替取引については、ブラジルレアルの対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

<当ファンドの収益のイメージ図>



為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム／コストは金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆ないし保証するものではありません。

1. ファンドの目的・特色

3. 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

分配の仕組み

- 毎月の決算時においては、一口円債からの利息収入をもとに分配を行なうことを目指します。
- 6月、12月の決算時には、基準価額の水準等に応じて売買益(評価益を含みます。)等をもとに分配(ボーナス分配)することがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主な投資制限

債券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

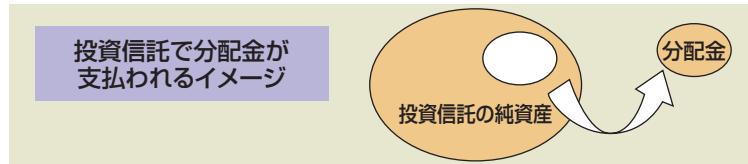
●「日経平均株価」について

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・当ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

1. ファンドの目的・特色

収益分配に関する留意事項

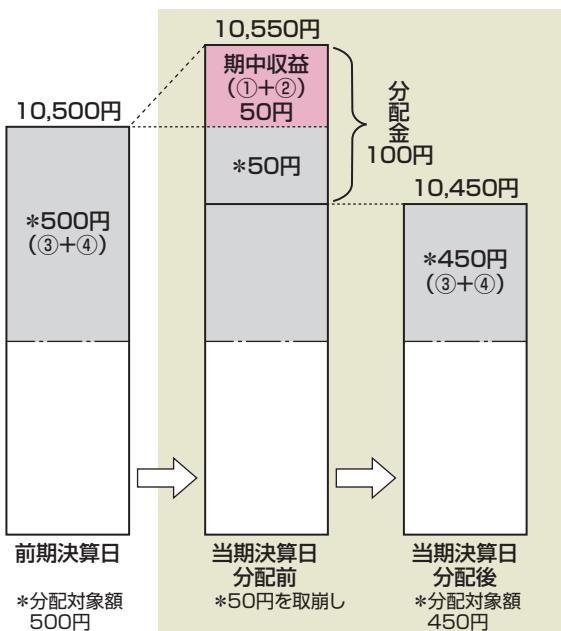
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



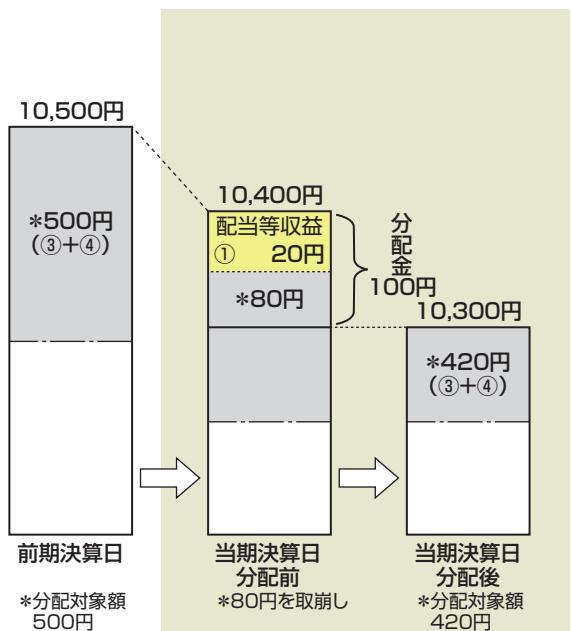
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



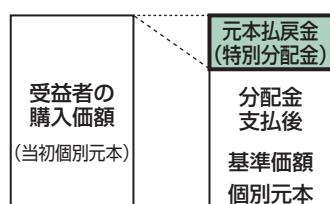
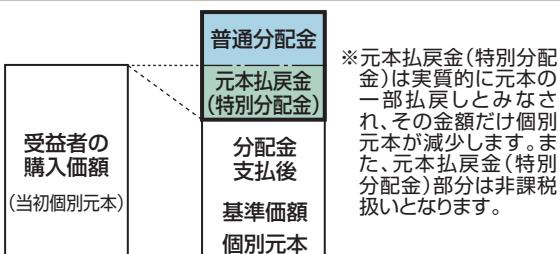
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主としてユーロ円債など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<主な変動要因>

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
カバード・コール戦略の利用に伴うリスク	オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価水準、権利行使価格、株価変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。株価水準の変動等によりコール・オプションの価値が変動し、損失を被る場合があります。 また、カバード・コール戦略では、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに投資した場合に対して投資成果が劣る場合があります。
為替変動リスク	「ブラジルレアルコース」は、ユーロ円債を通じて実質的にブラジルレアルの買建て／円の売建ての為替取引を行ないますので、為替変動の影響を受けます。また、ブラジルレアルの短期金利が円の短期金利より低い場合、その金利差相当分の費用がかかるため、基準価額の下落要因となります。 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム／コストは金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。
信用リスク	当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体が債務不履行となった場合、または信用状況が著しく悪化した場合等には、損失を被るリスクがあります。また、当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に組入れている株式の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またそれが予想される場合には、当該株式の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債は、当該ユーロ円債の値付業者等が取引の相手方となり流動性の確保を図りますが、株式市場における取引停止の場合や、当該ユーロ円債の発行体が債務不履行となった場合、または信用状況が著しく悪化した場合等には、当該ユーロ円債の流動性が著しく低下する可能性があり、その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の債券への銘柄集中のリスク	当ファンドは主として特定のユーロ円債に投資することから、複数の銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該ユーロ円債が基準価額に及ぼす影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合には、流動性が低下し、損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 「ブラジルレアルコース」はユーロ円債への投資を通じて日本株ハイインカム戦略インデックス(ブラジルレアル)、「円コース」はユーロ円債への投資を通じて日本株ハイインカム戦略インデックスのパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指しますが、設定・解約の影響やユーロ円債の取引コスト等の影響によりパフォーマンスが乖離することがあります。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

2.投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

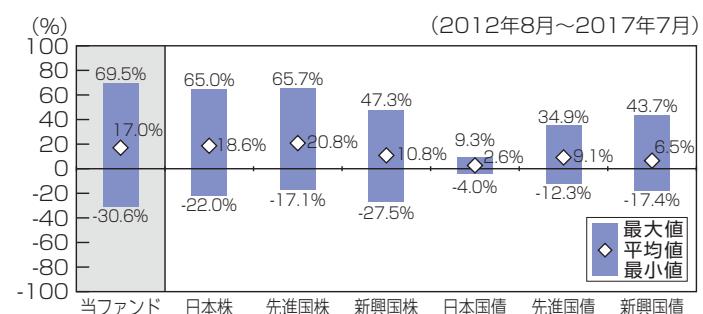
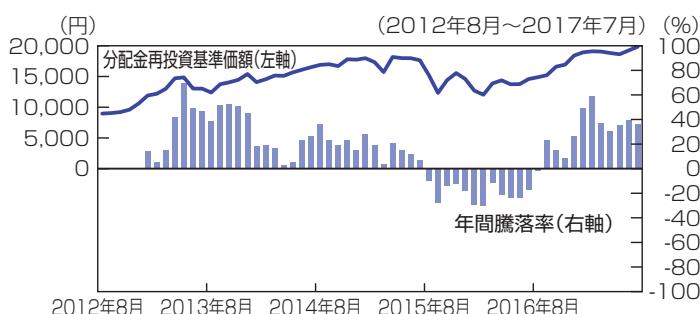
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

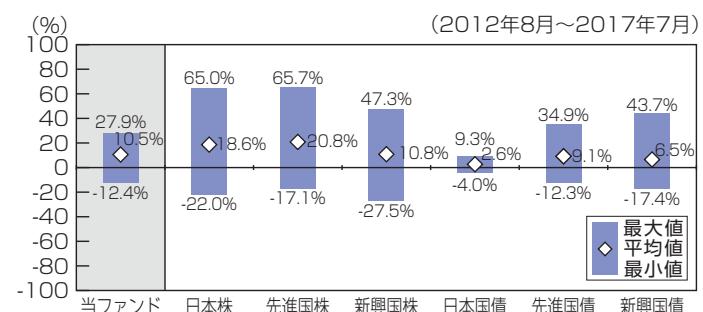
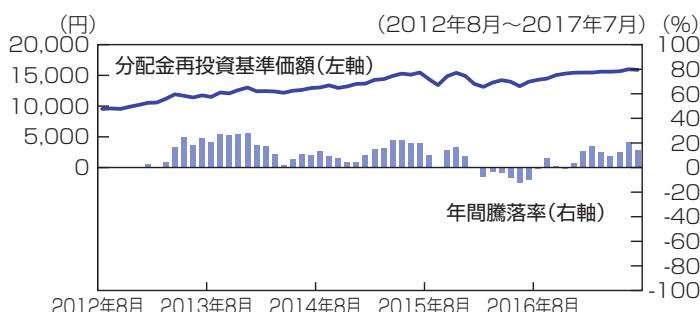
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)



日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。

* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
シティ世界国債インデックス	Citigroup Index LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3.運用実績【日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)】

データは2017年7月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第61期(2017年3月22日)	75円
第62期(2017年4月24日)	75円
第63期(2017年5月22日)	75円
第64期(2017年6月22日)	75円
第65期(2017年7月24日)	75円
直近1年間累計	1,125円
設定来累計	12,380円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	2,384円
純資産総額	18,024百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

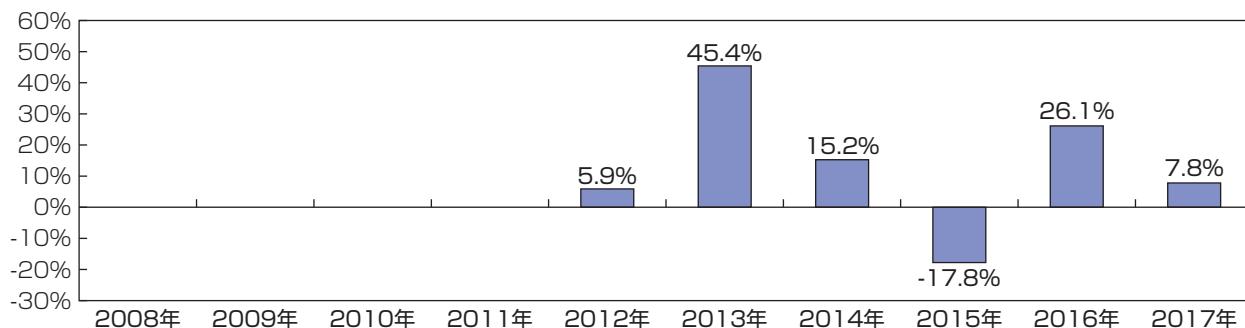
資産の種類	比率(%)
社債券	94.5
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	5.5

◆組入債券の状況

銘柄名	国・地域	償還日	比率(%)
日経ハイインカムBRLオーバーレイインデックスリンク債	ドイツ	2017/12/5	94.5

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間收益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2012年は設定日(2012年1月13日)から年末までの騰落率、2017年は2017年7月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

3.運用実績【日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)】

データは2017年7月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第61期(2017年3月22日)	75円
第62期(2017年4月24日)	75円
第63期(2017年5月22日)	75円
第64期(2017年6月22日)	75円
第65期(2017年7月24日)	75円
直近1年間累計	950円
設定来累計	7,745円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	6,296円
純資産総額	186百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

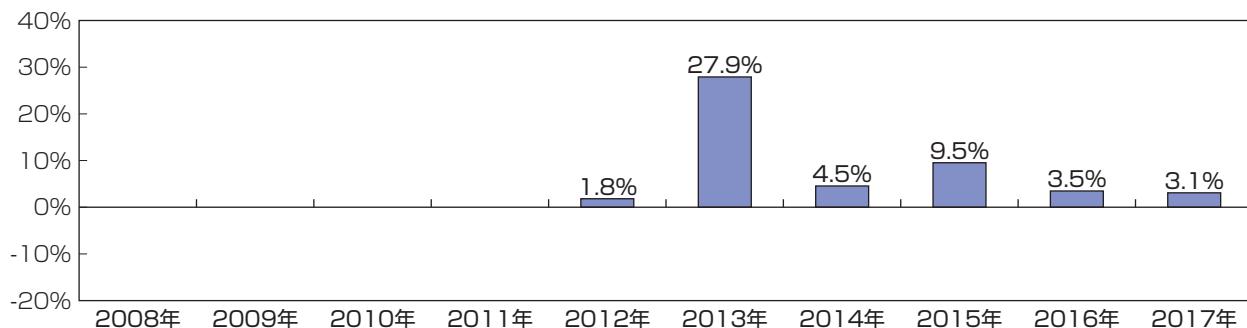
資産の種類	比率(%)
社債券	90.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	10.0

◆組入債券の状況

銘柄名	国・地域	償還日	比率(%)
日経ハイインカムインデックスリンク債	ドイツ	2017/12/5	90.0

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間收益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2012年は設定日(2012年1月13日)から年末までの騰落率、2017年は2017年7月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して8営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までとします。
購入の申込期間	平成29年3月22日から平成29年12月20日までとします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
スイッチング	「日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)」、「日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)」の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。 なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	ロンドンの銀行の休業日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することができます。
信託期間	平成29年12月22日までとします(平成24年1月13日当初設定)。
繰上償還	受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。 委託会社の判断により、保有債券をすべて売却した場合には、繰上償還を行ないます。
決算日	原則として、毎月22日に決算を行ないます。なお、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年12回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合があるので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドの信託金の限度額は、1,000億円とします。
公告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス http://www.astmaxam.com/notification/
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

4.手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.00%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	【日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)】 基準価額に 0.5% を乗じて得た額とします。 【日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)】 基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。 ※信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.5444%(税抜年1.43%) の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。		
	委託会社	配分(税抜) 年0.7%	役務の内容 資金の運用の対価
	販売会社	年0.7%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とするユーロ円債の管理等に係る費用(年0.7%)を加えた場合、当該費用と信託報酬の合計は、 年2.2444%程度 になります。 上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。			
その他の費用・手数料	①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.1%の率を上限として乗じて得た額です。これらの報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。これらの費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

Memo



アストマックス投信投資顧問株式会社

投資信託説明書
(請求目論見書)
平成29年9月15日

日本株ハイインカム(毎月分配型) (ブラジルレアルコース／円コース)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

◆本文書にかかる「日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース／円コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成29年3月21日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月22日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名	アストマックス投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 本多 弘明
本店の所在の場所	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。
課税上は株式投資信託として取り扱われます。



アストマックス投信投資顧問株式会社

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）

日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）

以下、上記のファンドを総称して「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース／円コース）」または「当ファンド」という場合があります。また、それぞれを指して「当ファンド」という場合があります。なお、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」については「ブラジルレアルコース」、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」については「円コース」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1万口当たり1万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも掲載されます。

※当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

<受付時間>営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [http://www.astmaxam.com]

(5) 【申込手数料】

1. 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

2. スイッチング手数料

スイッチングとは、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース／円コース）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金し、その換金代金をもって、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース／円コース）」を構成する他のファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

スイッチングによる買付けの場合の手数料については、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(7) 【申込期間】

平成29年3月22日から平成29年12月20日までとします。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社とします。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① 申込み証拠金

該当事項はありません。

- ② 本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

- ③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	債券（その他債券）
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	その他の指数（日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル））

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「国内」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「インデックス型」とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「債券（その他債券）」とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年12回（毎月）」とは、目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

- ・「日本」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「その他の指数（日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル））」とは、日経225、TOP INDEXにあてはまらない全てのものをいいます（対象インデックスは日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）となります。）。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	債券（その他債券）
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	日本
	対象インデックス	その他の指数（日本株ハイインカム戦略インデックス）

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「国内」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「インデックス型」とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「債券（その他債券）」とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- ・「年12回（毎月）」とは、目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「日本」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「その他の指数（日本株ハイインカム戦略インデックス）」とは、日経225、TOP INDEXにあてはまらない全てのものをいいます（対象インデックスは日本株ハイインカム戦略インデックスとなります。）。

※当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

- a. 主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「ユーロ円債」という場合があります。）に投資を行ないます。

b. 「ブラジルレアルコース」については、ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）^{*1}のパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。「円コース」については、ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックス^{*2}のパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

「ブラジルレアルコース」が投資するユーロ円債は日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）、「円コース」が投資するユーロ円債は日本株ハイインカム戦略インデックスのパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

※1 日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）とは、日経平均株価に連動する投資成果を目指すポートフォリオとコール・オプションの売建てを組み合わせた戦略（以下、「カバード・コール戦略」といいます。）に為替取引（ブラジルレアルの買建て／円の売建て）を加えたパフォーマンスを指数化したものをいいます。

※2 日本株ハイインカム戦略インデックスとは、カバード・コール戦略のパフォーマンスを指數化したものをおいいます。

＜投資の仕組み＞



「ブラジルレアルコース」においては、カバード・コール戦略による株式の配当金とオプションプレミアムの獲得に加え、為替取引によるプレミアムの獲得を通じて配当等収益（利息収入）の確保を図ります。

「円コース」においては、カバード・コール戦略による株式の配当金とオプションプレミアムの獲得を通じて配当等収益（利息収入）の確保を図ります。

ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断により当該ユーロ円債を全て売却することがあります。その場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。

《カバード・コール戦略について》

- ・株式を保有しつつ、株式のコール・オプション（買う権利）を売却する戦略です。
- ・株価の上昇／下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
- ・一方で、株価の上昇による利益は一定の水準までに限定されます。

<カバード・コール戦略による損益のイメージ図>

	ケース1: 株価が上昇したが、満期日に権利行使価格に到達しなかった場合	ケース2: 株価が下落し、満期日に当初株価を下回った場合	ケース3: 株価が上昇し、満期日に権利行使価格以上となった場合
損益比較 イメージ	<p>損益</p> <p>権利行使価格 +</p> <p>オプションプレミアム 上乗せ</p> <p>配当金 配当金</p> <p>値上がり益 値上がり益</p> <p>現物株運用 カバード・コール戦略</p> <p>満期日の株価</p> <p>当初株価 0</p>	<p>損益</p> <p>権利行使価格 +</p> <p>オプションプレミアム が値下がり損を相殺</p> <p>配当金 配当金</p> <p>値下がり損 値下がり損</p> <p>現物株運用 カバード・コール 戰略</p> <p>満期日の株価</p> <p>当初株価 0</p>	<p>損益</p> <p>権利行使価格 を超える値上 かり益は享受 できません。</p> <p>配当金</p> <p>値上がり益 値上がり益</p> <p>現物株運用 カバード・コール 戦略</p> <p>満期日の株価</p> <p>権利行使価格</p> <p>当初株価 0</p>
期待される 投資成果	<p>オプションプレミアムの獲得に加え、株価の上昇による利益が発生します。</p> <p>オプションプレミアムを獲得する一方、株価の下落による損失が発生します。</p> <p>オプションプレミアムの獲得に加え、株価の上昇による利益が発生しますが、権利行使価格を上回る部分の値上がり益は受けられません。</p>		

※「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

※「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となる株価をいいます。

※上記は配当金の支払いがあった場合の損益をイメージしたものです。

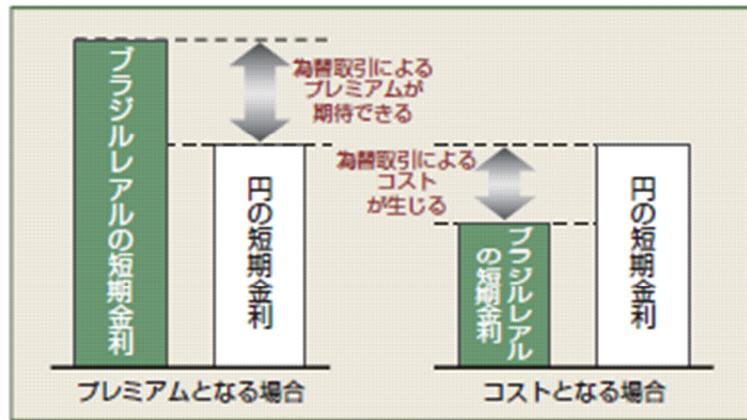
※上記はイメージであり、実際の株価、配当金、オプションプレミアムとは異なります。当ファンドの将来の運用成果を示唆ないし保証するものではありません。

『為替取引について』

「ブラジルレアルコース」においては、ブラジルレアルの買建て／円の売建ての為替取引を行ないます。

- ・ブラジルレアルの短期金利が、円の短期金利よりも高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
- ・ブラジルレアルの短期金利が、円の短期金利よりも低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

『為替取引によるプレミアム／コストのイメージ図』



- ・ブラジルレアルの対円レートでの上昇（円安）／下落（円高）により、為替差益／為替差損が生じます。

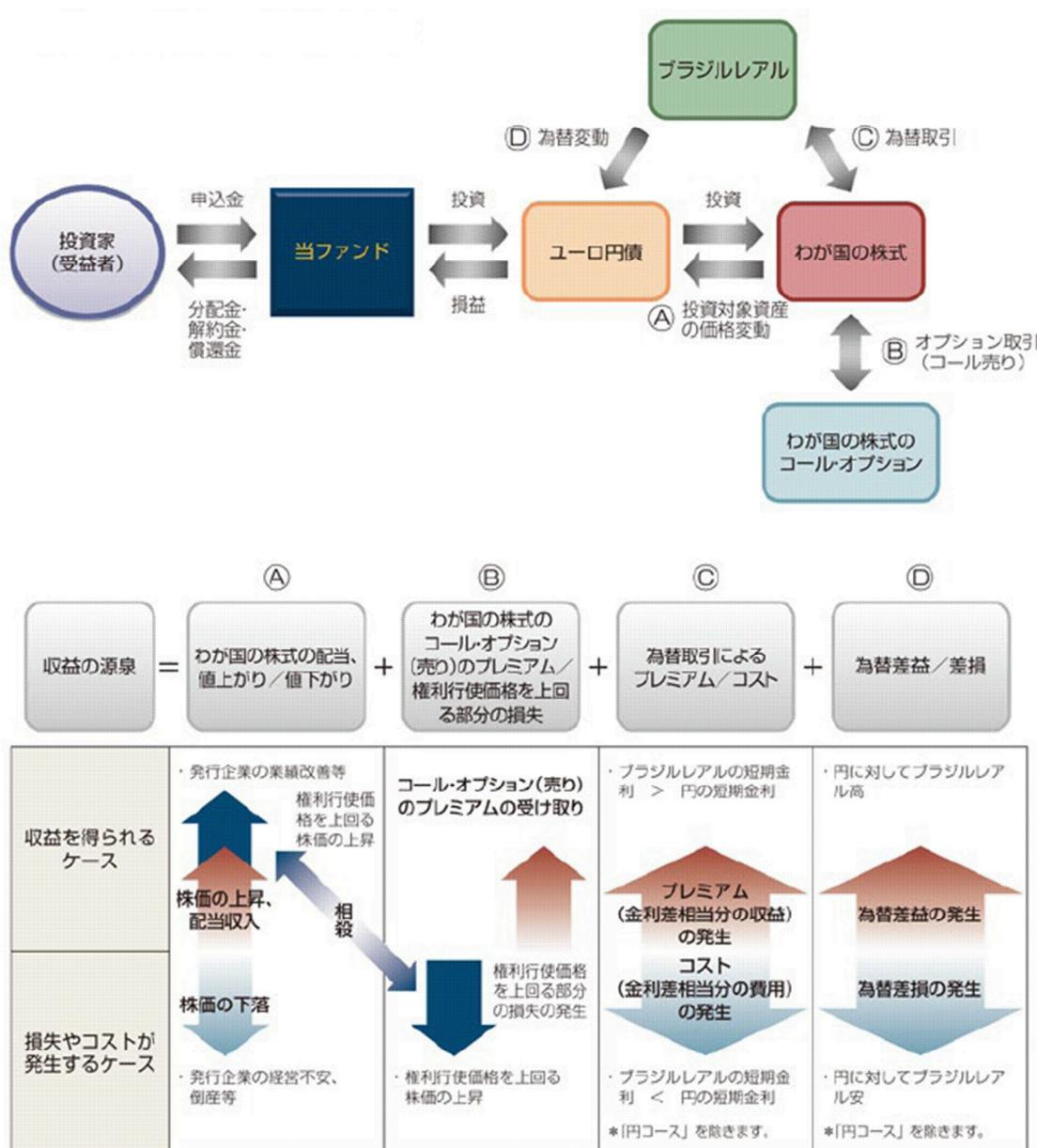
※上記はイメージであり、実際の為替取引によるプレミアム／コストとは異なります。当ファンドの将来の運用成果を示唆ないし保証するものではありません。

※為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引を利用する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム／コストは金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。NDF取引とは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いた受渡しは行なわず、主要通貨によって差金決済する取引をいいます。

＜当ファンドの収益のイメージ＞

- ・当ファンドは、ユーロ円債への投資を通じて、株式への投資、オプション取引、為替取引（「ブラジルレアルコース」のみ）を実質的に行ないます。
 - ・「ブラジルレアルコース」の収益源については以下のⒶ～Ⓓの4つ、「円コース」の収益源については以下のⒶ～Ⓑの2つの要素が挙げられます。
- ※これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。
- ※為替取引については、ブラジルレアルの対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

＜当ファンドの収益のイメージ図＞



為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム／コストは金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆ないし保証するものではありません。

- c. 毎月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

『分配方針』

- ・毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ・信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

『分配の仕組み』

- ・毎月の決算時においては、ユーロ円債からの利息収入をもとに分配を行なうことを目指します。
- ・6月、12月の決算時には、基準価額の水準等に応じて売買益（評価益を含みます。）等をもとに分配（ボーナス分配）することがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

『収益分配に関する留意事項』

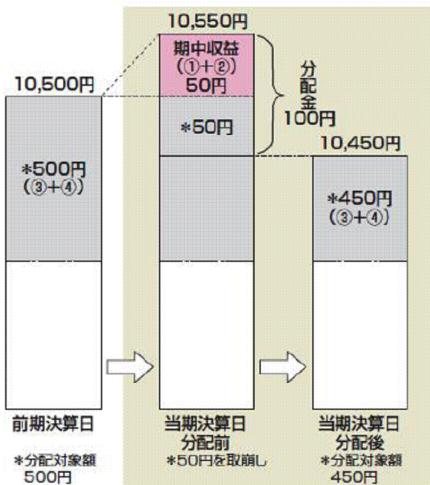
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



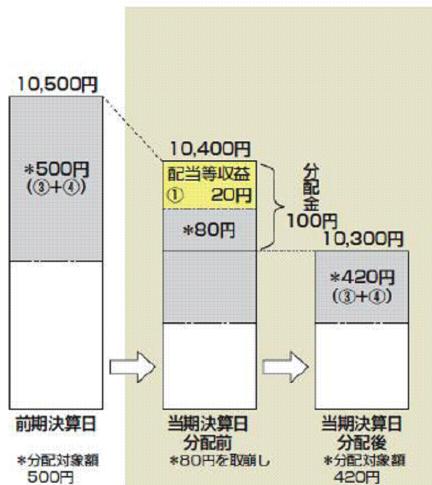
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

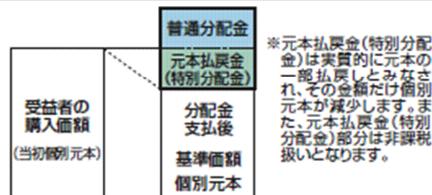


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

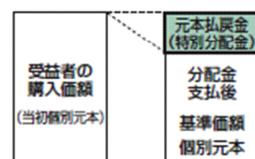
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

※上記は平成29年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

● 「日経平均株価」について

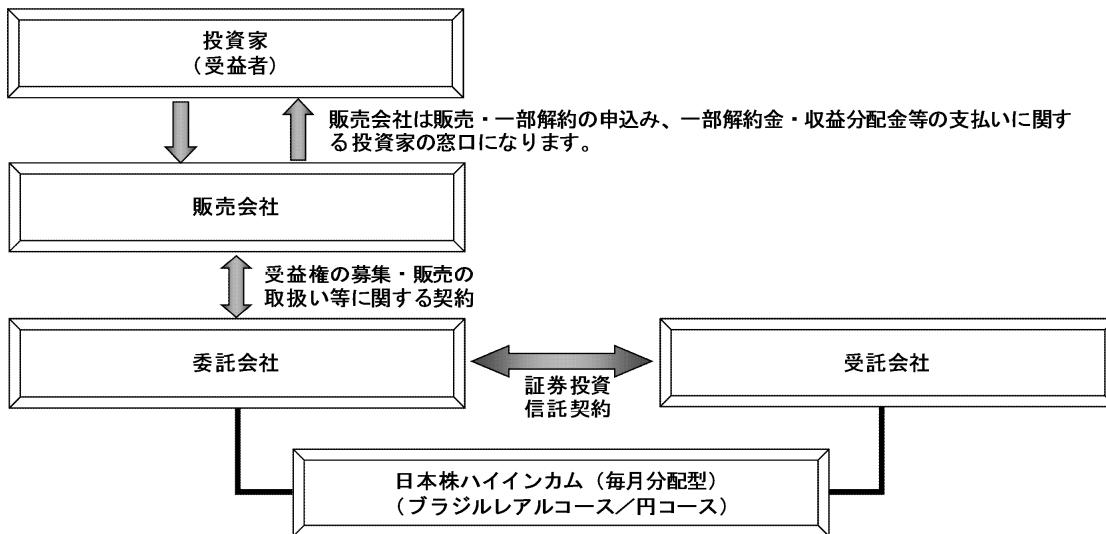
- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・当ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年1月13日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成26年1月9日 信託期間終了日を平成29年12月22日に変更（当初は平成26年12月22日）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



委託会社：アストマックス投信投資顧問株式会社
信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

③ 委託会社等の概況（平成29年7月末日現在）

a. 資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b. 委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	47,372株	66.6%
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	23,757株	33.4%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

①投資対象

ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を主要投資対象とします。

②投資態度

- ・主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資を行ないます。
- ・ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）のパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。
※日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）とは、カバード・コール戦略に為替取引（ブラジルレアルの買建て／円の売建て）を加えたパフォーマンスを指数化したものをおいいます。
- ・ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断により当該ユーロ円債を全て売却することができます。その場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

①投資対象

ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を主要投資対象とします。

②投資態度

- ・主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資を行ないます。
- ・ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックスのパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。
※日本株ハイインカム戦略インデックスとは、カバード・コール戦略のパフォーマンスを指数化したものをおいいます。
- ・ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断により当該ユーロ円債を全て売却することができます。その場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

(2) 【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

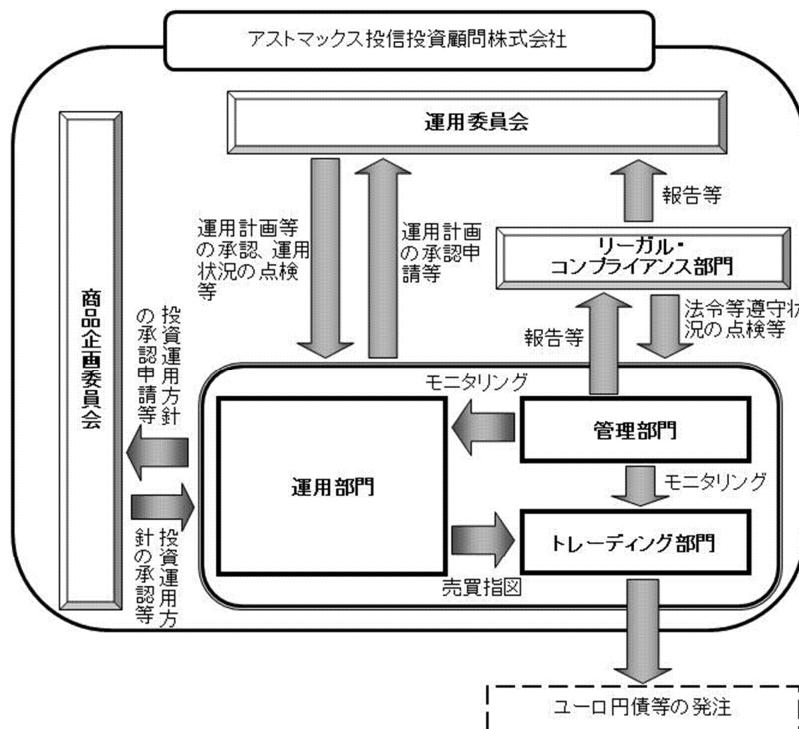
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下、「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

- ◆委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。運用部門は、常時ポートフォリオ運用のための投資環境分析を行なっています。
 - ◆トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。
 - ◆リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。
- なお、リーガル・コンプライアンス部門は2名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等4～10名程度で構成されています。



- ◆委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。
- ◆委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

※上記は平成29年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年12回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方

法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

◆ ファンドの決算日

原則として毎月22日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① 債券への投資割合（信託約款）
債券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合（信託約款）
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合（信託約款）
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 新株引受権証券等への投資割合（信託約款）
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合（信託約款）
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合（信託約款）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合（信託約款）
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 投資する株式等の範囲（信託約款）
 - 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2. 上記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の指図範囲
信用取引は行ないません。
- ⑩ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）
 - 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこととの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。
 - 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうこととの指図をすることができます。
 - 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうこととの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑬ デリバティブ取引等に係る投資制限（信託約款）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭ 同一銘柄の転換社債等への投資割合（信託約款）

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑮ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図することができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯ 外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑰ 資金の借入れ（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑲ 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

⑳ 投資信託財産の運用として行なうデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（本⑳においてデリバティブ取引とは金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことはできません。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、主としてユーロ円債など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② カバード・コール戦略の利用に伴うリスク

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価水準、権利行使価格、株価変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。株価水準の変動等によりコール・オプションの価値が変動し、損失を被る場合があります。

また、カバード・コール戦略では、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに投資した場合に対して投資成果が劣る場合があります。

③ 為替変動リスク

「ブラジルリアルコース」は、ユーロ円債を通じて実質的にブラジルリアルの買建て／円の売建ての為替取引を行ないますので、為替変動の影響を受けます。また、ブラジルリアルの短期金利が円の短期金利より低い場合、その金利差相当分の費用がかかるため、基準価額の下落要因となります。為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行なう際にNDF取引を利用する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム／コストは金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

④ 信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体が債務不履行となった場合、または信用状況が著しく悪化した場合等には、損失を被るリスクがあります。また、当ファンドがユーロ円債を通じて実質的に組入れている株式の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またそれが予想される場合には、当該株式の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

⑤ 流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債は、当該ユーロ円債の値付け業者等が取引の相手方となり流動性の確保を図りますが、株式市場における取引停止の場合や、当該ユーロ円債の発行体が債務不履行となった場合、または信用状況が著しく悪化した場合等には、当該ユーロ円債の流動性が著しく低下する可能性があり、その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

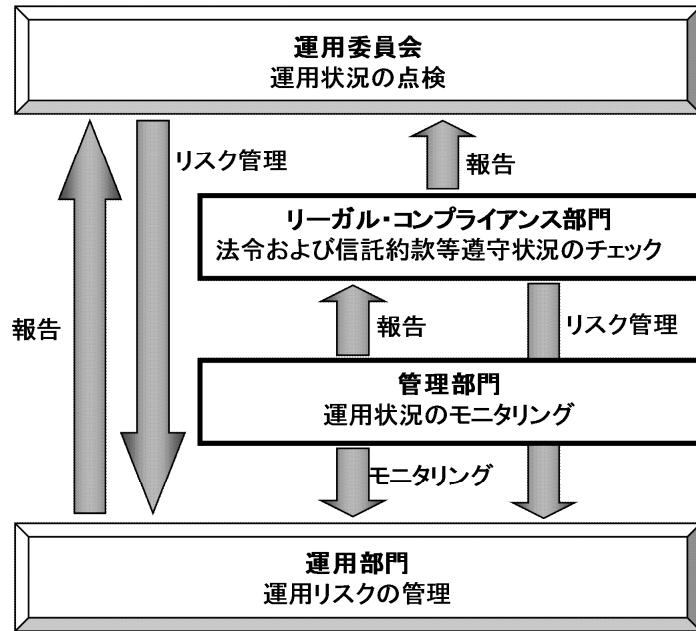
⑥ 特定の債券への銘柄集中のリスク

当ファンドは主として特定のユーロ円債に投資することから、複数の銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該ユーロ円債が基準価額に及ぼす影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合には、流動性が低下し、損失を被るリスクがあります。

⑦ その他

「ブラジルリアルコース」はユーロ円債への投資を通じて日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルリアル）、「円コース」はユーロ円債への投資を通じて日本株ハイインカム戦略インデックスのパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指しますが、設定・解約の影響やユーロ円債の取引コスト等の影響によりパフォーマンスが乖離することがあります。

(2) 投資リスクの管理体制



- ① 信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。
- ② リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。
- ③ これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

※上記は平成29年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2.投資リスク

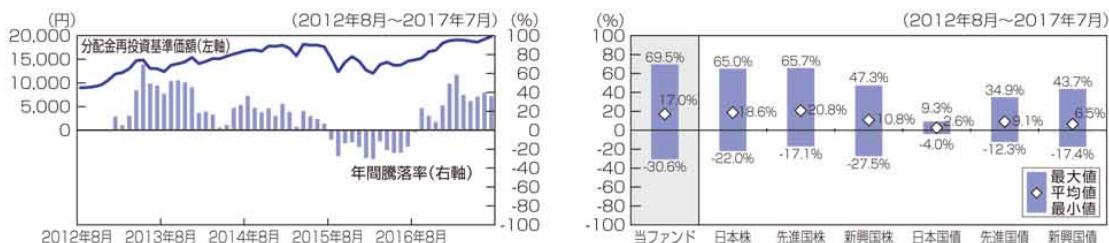
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

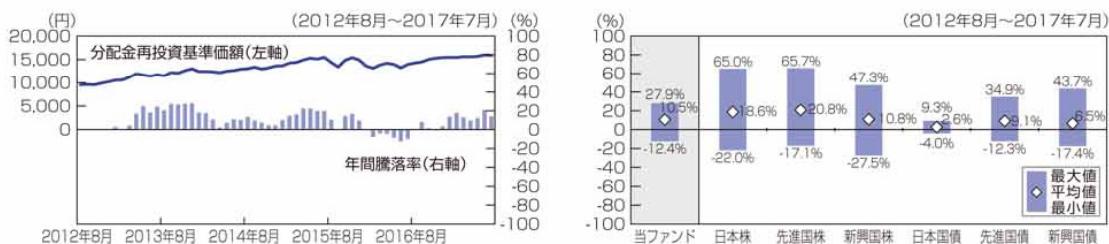
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)



日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指標に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指標	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
シティ世界国債インデックス	Citigroup Index LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

② スイッチング手数料

スイッチングとは、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース／円コース）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金し、その換金代金をもって、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース／円コース）」を構成する他のファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

スイッチングによる買付けの場合の手数料については、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

<受付時間>営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [http://www.astmaxam.com]

※申込手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

ありません。なお、途中換金される場合には信託財産留保額が控除されます。信託財産留保額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

ありません。なお、途中換金される場合には信託財産留保額が控除されます。信託財産留保額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

※信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5444%（税抜年1.43%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.7%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.7%

投資対象とするユーロ円債の管理等に係る費用（年0.7%）を加えた場合、当該費用と信託報酬の合計は、年2.2444%程度になります。

信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(4) 【その他の手数料等】

① ①その他の費用

(イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

※上記「その他の費用」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

② ②以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

(イ) 信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用

(ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ハ) 目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用

(ニ) 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ホ) 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用

(ヘ) この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

(ト) 投資信託財産の監査に係る費用

(チ) この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

③ 上記②の諸費用は、純資産総額に対して年10,000分の10（0.1%）の率を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は平成29年7月31日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	ドイツ	17,028,676,500	94.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	995,667,359	5.52
合計（純資産総額）	—	18,024,343,859	100.00

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	ドイツ	167,548,500	90.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	18,588,246	9.99
合計（純資産総額）	—	186,136,746	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		利率（%）	償還日	投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	ドイツ	社債券	日経ハイインカムBR Lオーバーレイインデックスリンク債	27,893,000,000	63.00	17,572,590,000	61.05	17,028,676,500	0	2017/12/5	94.48

種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
社債券	—	94.48
合計		94.48

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		利率（%）	償還日	投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	ドイツ	社債券	日経ハイインカムインデックスリンク債	197,000,000	86.35	170,109,500	85.05	167,548,500	0	2017/12/5	90.01

種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
社債券	—	90.01
合計		90.01

②【投資不動産物件】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

該当事項はございません。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

該当事項はございません。

③【その他投資資産の主要なもの】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

該当事項はございません。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

該当事項はございません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成29年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

特定期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	（平成24年6月22日）	64	65	0.8377	0.8552
第2特定期間末	（平成24年12月25日）	69	70	0.8508	0.8623
第3特定期間末	（平成25年6月24日）	90	92	0.9726	0.9926
第4特定期間末	（平成25年12月24日）	1,045	1,071	1.0052	1.0302
第5特定期間末	（平成26年6月23日）	4,285	4,400	0.9271	0.9521
第6特定期間末	（平成26年12月22日）	8,187	8,427	0.8517	0.8767
第7特定期間末	（平成27年6月22日）	8,135	8,411	0.7346	0.7596
第8特定期間末	（平成27年12月22日）	13,779	14,601	0.4196	0.4446
第9特定期間末	（平成28年6月22日）	25,093	26,964	0.2681	0.2881
第10特定期間末	（平成28年12月22日）	28,742	29,803	0.2710	0.2810
第11特定期間末	（平成29年6月22日）	18,501	19,096	0.2332	0.2407
	平成28年7月末日	25,835	—	0.2711	—
	8月末日	26,160	—	0.2609	—
	9月末日	26,818	—	0.2516	—
	10月末日	27,613	—	0.2642	—
	11月末日	27,315	—	0.2594	—
	12月末日	28,372	—	0.2720	—
	平成29年1月末日	27,531	—	0.2722	—
	2月末日	23,452	—	0.2672	—
	3月末日	21,725	—	0.2591	—
	4月末日	20,051	—	0.2481	—
	5月末日	19,254	—	0.2381	—
	6月末日	18,853	—	0.2383	—
	7月末日	18,024	—	0.2384	—

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

特定期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(平成24年6月22日)	12	12	0.9173	0.9273
第2特定期間末	(平成24年12月25日)	11	11	0.9069	0.9144
第3特定期間末	(平成25年6月24日)	12	12	0.9751	0.9881
第4特定期間末	(平成25年12月24日)	43	44	1.0087	1.0237
第5特定期間末	(平成26年6月23日)	102	104	0.9080	0.9230
第6特定期間末	(平成26年12月22日)	125	128	0.8686	0.8836
第7特定期間末	(平成27年6月22日)	202	206	0.8834	0.8984
第8特定期間末	(平成27年12月22日)	300	306	0.7706	0.7856
第9特定期間末	(平成28年6月22日)	241	244	0.6299	0.6399
第10特定期間末	(平成28年12月22日)	221	224	0.6680	0.6765
第11特定期間末	(平成29年6月22日)	203	205	0.6377	0.6452
	平成28年7月末日	223	—	0.6395	—
	8月末日	204	—	0.6449	—
	9月末日	201	—	0.6458	—
	10月末日	208	—	0.6620	—
	11月末日	223	—	0.6644	—
	12月末日	215	—	0.6624	—
	平成29年1月末日	209	—	0.6561	—
	2月末日	197	—	0.6485	—
	3月末日	194	—	0.6475	—
	4月末日	208	—	0.6394	—
	5月末日	204	—	0.6351	—
	6月末日	184	—	0.6405	—
	7月末日	186	—	0.6296	—

(注) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

特定期間	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0715
第2特定期間	0.0790
第3特定期間	0.0800
第4特定期間	0.1450
第5特定期間	0.1500
第6特定期間	0.1500
第7特定期間	0.1500
第8特定期間	0.1500
第9特定期間	0.1350
第10特定期間	0.0750
第11特定期間	0.0450

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

特定期間	1口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0400
第2 特定期間	0.0495
第3 特定期間	0.0585
第4 特定期間	0.0880
第5 特定期間	0.0900
第6 特定期間	0.0900
第7 特定期間	0.0900
第8 特定期間	0.0900
第9 特定期間	0.0750
第10特定期間	0.0510
第11特定期間	0.0450

③【収益率の推移】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

特定期間	収益率 (%)
第1 特定期間	△9.1
第2 特定期間	11.0
第3 特定期間	23.7
第4 特定期間	18.3
第5 特定期間	7.2
第6 特定期間	8.0
第7 特定期間	3.9
第8 特定期間	△22.5
第9 特定期間	△3.9
第10特定期間	29.1
第11特定期間	2.7

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

特定期間	収益率 (%)
第1 特定期間	△4.3
第2 特定期間	4.3
第3 特定期間	14.0
第4 特定期間	12.5
第5 特定期間	△1.1
第6 特定期間	5.6
第7 特定期間	12.1
第8 特定期間	△2.6
第9 特定期間	△8.5
第10特定期間	14.1
第11特定期間	2.2

(4) 【設定及び解約の実績】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	87,275,476	10,843,138	76,432,338
第2特定期間	151,566,656	146,632,305	81,366,689
第3特定期間	131,594,814	119,424,400	93,537,103
第4特定期間	1,296,934,539	350,595,517	1,039,876,125
第5特定期間	4,852,303,027	1,269,904,082	4,622,275,070
第6特定期間	8,980,961,144	3,990,493,469	9,612,742,745
第7特定期間	5,775,307,715	4,313,942,212	11,074,108,248
第8特定期間	28,777,000,109	7,006,778,069	32,844,330,288
第9特定期間	82,187,841,040	21,446,768,173	93,585,403,155
第10特定期間	69,994,281,396	57,517,850,347	106,061,834,204
第11特定期間	25,899,388,924	52,634,050,271	79,327,172,857

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	19,001,903	5,078,513	13,923,390
第2特定期間	3,393,733	4,955,413	12,361,710
第3特定期間	13,219,941	12,615,484	12,966,167
第4特定期間	50,348,488	19,777,603	43,537,052
第5特定期間	103,483,716	33,693,933	113,326,835
第6特定期間	106,611,531	74,918,296	145,020,070
第7特定期間	129,617,328	45,149,288	229,488,110
第8特定期間	292,857,505	132,807,043	389,538,572
第9特定期間	184,850,819	191,635,748	382,753,643
第10特定期間	50,474,951	100,989,325	332,239,269
第11特定期間	54,464,238	67,642,826	319,060,681

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3.運用実績 [日本株ハイインカム(毎月分配型)(ブラジルレアルコース)]

データは2017年7月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第61期(2017年3月22日)	75円
第62期(2017年4月24日)	75円
第63期(2017年5月22日)	75円
第64期(2017年6月22日)	75円
第65期(2017年7月24日)	75円
直近1年間累計	1,125円
設定来累計	12,380円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	2,384円
純資産総額	18,024百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

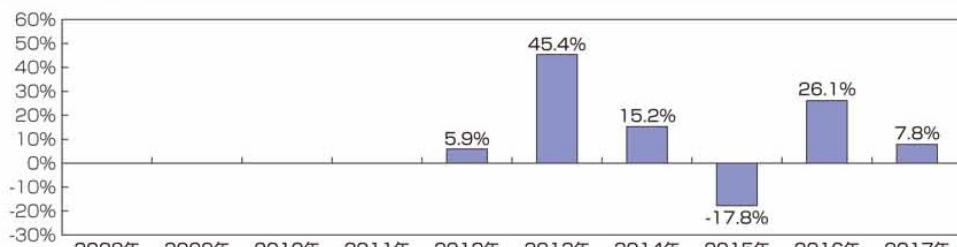
資産の種類	比率(%)
社債券	94.5
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	5.5

◆組入債券の状況

銘柄名	国・地域	償還日	比率(%)
日経ハイインカムBRLオーバーレイインデックスリンク債	ドイツ	2017/12/5	94.5

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間收益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2012年は設定日(2012年1月13日)から年末までの騰落率、2017年は2017年7月末日までの騰落率を記載しています。

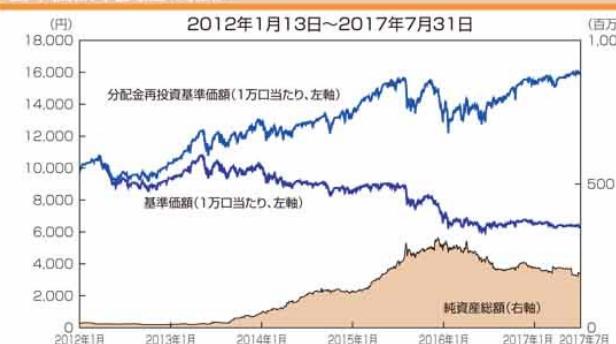
※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

3.運用実績【日本株ハイインカム(毎月分配型)(円コース)】

データは2017年7月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第61期(2017年3月22日)	75円
第62期(2017年4月24日)	75円
第63期(2017年5月22日)	75円
第64期(2017年6月22日)	75円
第65期(2017年7月24日)	75円
直近1年間累計	950円
設定来累計	7,745円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	6,296円
純資産総額	186百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

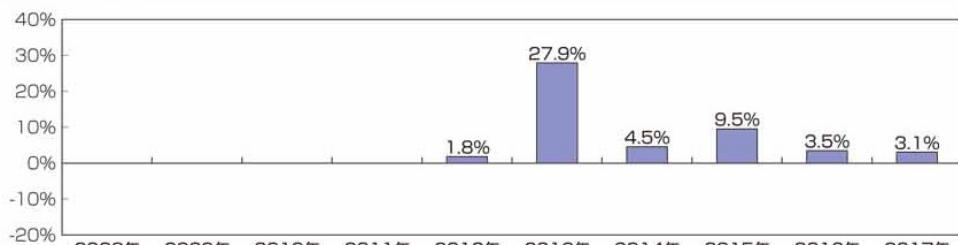
資産の種類	比率(%)
社債券	90.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	10.0

◆組入債券の状況

銘柄名	国・地域	償還日	比率(%)
日経ハイインカムインデックスリンク債	ドイツ	2017/12/5	90.0

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2012年は設定日(2012年1月13日)から年末までの騰落率、2017年は2017年7月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースおよびコース名が異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受けます。ただし、取得申込日がロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行ないません。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間をお過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。

(6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

※ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

<受付時間>営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [http://www.astmaxam.com]

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行いません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除して得た価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。なお、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」の信託財産留保額は基準価額に0.5%の率を乗じて得た額、「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」の信託財産留保額は基準価額に0.3%の率を乗じて得た額となります。

基準価額および解約価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額および解約価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

② 公社債については、原則として基準価額計算日（外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知り得る直近の日）の次に掲げるいずれかの価額で評価します。

（イ）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（ロ）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

（ハ）価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成29年12月22日までとします。ただし、下記「(5) その他 ① 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、原則として毎月23日から翌月22日までとします。

② 上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、信託終了前に、信託約款の運用の基本方針にしたがい、委託会社の判断により保有債券をすべて売却した場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

3. 委託会社は、上記1. の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 4. 上記3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 5. 上記3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 6. 上記3. から5. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3. から5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 2. 委託会社は、上記1. の事項（上記1. の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1. から7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記①に規定する信託契約の解約または上記②に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

⑤ 運用報告書

委託会社は、6月、12月の決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.astmaxam.com>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <http://www.astmaxam.com/notification/>

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。
- ③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されます
が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をすると引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

- ① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもつて一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要（5）③」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルリアルコース）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月（特定期間）ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（自平成28年12月23日 至平成29年6月22日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年8月8日

アストマックス投信投資顧問株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 祥見



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）の平成28年12月23日から平成29年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）の平成29年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）】

（1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,846,002,393	1,618,007,404
社債券	26,509,925,900	17,597,589,100
その他未収収益	<u>17,957,745</u>	3,664,747
流動資産合計	<u>30,373,886,038</u>	19,219,261,251
資産合計	30,373,886,038	19,219,261,251
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,060,618,342	594,953,796
未払解約金	534,830,804	97,015,462
未払受託者報酬	739,597	526,658
未払委託者報酬	34,514,522	24,577,257
未払利息	4,945	3,112
その他未払費用	<u>371,263</u>	367,927
流動負債合計	<u>1,631,079,473</u>	717,444,212
負債合計	1,631,079,473	717,444,212
純資産の部		
元本等		
元本	106,061,834,204	79,327,172,857
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△77,319,027,639	△60,825,355,818
元本等合計	<u>28,742,806,565</u>	18,501,817,039
純資産合計	28,742,806,565	18,501,817,039
負債純資産合計	30,373,886,038	19,219,261,251

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第10特定期間 (自 平成28年6月23日 至 平成28年12月22日)	第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年6月22日)
営業収益		
受取利息	2,981,278,915	2,716,371,619
有価証券売買等損益	5,061,555,100	△1,851,136,800
その他収益	14,151,477	13,031,382
営業収益合計	8,056,985,492	878,266,201
営業費用		
支払利息	512,809	416,249
受託者報酬	4,313,313	3,732,998
委託者報酬	201,287,896	174,206,528
その他費用	5,721,431	5,303,641
営業費用合計	211,835,449	183,659,416
営業利益又は営業損失(△)	7,845,150,043	694,606,785
経常利益又は経常損失(△)	7,845,150,043	694,606,785
当期純利益又は当期純損失(△)	7,845,150,043	694,606,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	113,278,729	△4,861,096
期首剰余金又は期首次損金(△)	△68,492,286,665	△77,319,027,639
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,546,359,730	38,761,869,547
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,546,359,730	38,761,869,547
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,424,272,037	19,054,952,951
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,424,272,037	19,054,952,951
分配金	7,680,699,981	3,912,712,656
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△77,319,027,639	△60,825,355,818

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 なお、当該社債券はデリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品であり、複合金融商品全体を一体として時価評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
1. 当該特定期間末日における受益権の総数	106,061,834,204口	79,327,172,857口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 77,319,027,639円	元本の欠損 60,825,355,818円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.2710円 (2,710円)	0.2332円 (2,332円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第10特定期間 (自 平成28年 6月23日 至 平成28年12月22日)	第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年 6月22日)
1. 分配金の計算過程	<p>第53期計算期間 (自平成28年 6月23日 至平成28年 7月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後 の 配 当 等 収 益 (462,398,586円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (15,343,809,206円)、及び分配準備積立金 (1,562,057円) より、分配対象収益は15,807,769,849円 (10,000口当たり1,656.22円) で あ り 、 う ち 1,431,670,936円 (10,000口当たり150.00円) を分配金額としております。</p> <p>第54期計算期間 (自平成28年 7月23日 至平成28年 8月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後 の 配 当 等 収 益 (385,159,252円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (14,882,248,814円)、及び分配準備積立金 (863,548円) より、分配対象収益は15,268,271,614円 (10,000口当たり1,548.33円) で あ り 、 う ち 1,479,156,237円 (10,000口当たり150.00円) を分配金額としております。</p> <p>第55期計算期間 (自平成28年 8月23日 至平成28年 9月23日)</p> <p>計算期間末における費用控除後 の 配 当 等 収 益 (517,030,160円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (14,805,502,127円)、及び分配準備積立金 (358,840円) より、分配対象収益は15,322,891,127円 (10,000口当たり1,451.76円) で あ り 、 う ち 1,583,195,310円 (10,000口当たり150.00円) を分配金額としております。</p> <p>第56期計算期間 (自平成28年 9月24日</p>	<p>第59期計算期間 (自平成28年12月23日 至平成29年 1月23日)</p> <p>計算期間末における費用控除後 の 配 当 等 収 益 (461,215,954円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (42,281,861円)、収益調整金 (13,143,336,179円)、及び分配準備積立金 (1,137,478,859円) より、分配対象収益は14,784,312,853円 (10,000口当たり1,399.49円) で あ り 、 う ち 792,298,500円 (10,000口当たり75.00円) を分配金額としております。</p> <p>第60期計算期間 (自平成29年 1月24日 至平成29年 2月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後 の 配 当 等 収 益 (474,767,039円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (338,422,046円)、収益調整金 (11,185,178,350円)、及び分配準備積立金 (703,035,628円) より、分配対象収益は12,701,403,063円 (10,000口当たり1,418.53円) で あ り 、 うち 671,532,412円 (10,000口当たり75.00円) を分配金額としております。</p> <p>第61期計算期間 (自平成29年 2月23日 至平成29年 3月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後 の 配 当 等 収 益 (379,534,563円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (10,657,257,943円)、及び分配準備積立金 (782,926,285円) より、分配対象収益は11,819,718,791円 (10,000口当たり1,390.07円) で あ り 、 うち 637,718,205円 (10,000口当たり75.00円) を分配金額としております。</p> <p>第62期計算期間 (自平成29年 3月23日</p>

	<p style="text-align: center;">至平成28年10月24日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（479,453,397円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（13,810,318,895円）、及び分配準備積立金（725,826円）より、分配対象収益は14,290,498,118円（10,000口当たり1,350.91円）であり、うち1,057,825,763円（10,000口当たり100.00円）を分配金額としております。</p>	<p style="text-align: center;">至平成29年 4月24日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（404,246,307円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（10,219,828,268円）、及び分配準備積立金（490,724,174円）より、分配対象収益は11,114,798,749円（10,000口当たり1,366.41円）であり、うち610,068,845円（10,000口当たり75.00円）を分配金額としております。</p>
	<p style="text-align: center;">第57期計算期間</p> <p style="text-align: center;">（自平成28年10月25日 至平成28年11月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（433,632,835円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（320,368,559円）、収益調整金（13,404,543,385円）、及び分配準備積立金（196,479円）より、分配対象収益は14,158,741,258円（10,000口当たり1,325.43円）であり、うち1,068,233,393円（10,000口当たり100.00円）を分配金額としております。</p>	<p style="text-align: center;">第63期計算期間</p> <p style="text-align: center;">（自平成29年 4月25日 至平成29年 5月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（333,747,103円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（10,178,174,072円）、及び分配準備積立金（271,968,945円）より、分配対象収益は10,783,890,120円（10,000口当たり1,334.33円）であり、うち606,140,898円（10,000口当たり75.00円）を分配金額としております。</p>
	<p style="text-align: center;">第58期計算期間</p> <p style="text-align: center;">（自平成28年11月23日 至平成28年12月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（469,607,839円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,837,134,465円）、収益調整金（13,039,929,111円）、及び分配準備積立金（309,921円）より、分配対象収益は15,346,981,336円（10,000口当たり1,446.97円）であり、うち1,060,618,342円（10,000口当たり100.00円）を分配金額としております。</p>	<p style="text-align: center;">第64期計算期間</p> <p style="text-align: center;">（自平成29年 5月23日 至平成29年 6月22日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（331,446,183円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（9,994,299,240円）、及び分配準備積立金（249,240円）より、分配対象収益は10,325,994,663円（10,000口当たり1,301.69円）であり、うち594,953,796円（10,000口当たり75.00円）を分配金額としております。</p>
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	<p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。</p>	<p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第10特定期間 (自 平成28年 6月23日 至 平成28年12月22日)	第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年 6月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は社債券であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は社債券であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。</p>	<p>運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 (1) 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年内に償還予定であります。	4. 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	1,858,078,000	△73,482,500
合計	1,858,078,000	△73,482,500

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第10特定期間 (自 平成28年 6月23日 至 平成28年12月22日)		第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年 6月22日)	
期首元本額	93,585,403,155円	期首元本額	106,061,834,204円
期中追加設定元本額	69,994,281,396円	期中追加設定元本額	25,899,388,924円
期中一部解約元本額	57,517,850,347円	期中一部解約元本額	52,634,050,271円

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	日経ハイインカムB R L オーバーレイインデックスリンク債	2017年12月5日	29,393,000,000	17,597,589,100	
	合 計		29,393,000,000	17,597,589,100	

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4. 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5. 商品明細表

該当事項はありません。

第6. 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7. 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8. 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9. その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10. 借入金明細表

該当事項はありません。

日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月（特定期間）ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（自平成28年12月23日 至平成29年6月22日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年8月8日

アストマックス投信投資顧問株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松岡雅身



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）の平成28年12月23日から平成29年6月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）の平成29年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,902,433	11,364,149
社債券	213,205,200	196,423,100
その他未収収益	168,414	36,198
流動資産合計	<u>227,276,047</u>	<u>207,823,447</u>
資産合計	<u>227,276,047</u>	<u>207,823,447</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,824,033	2,392,955
未払解約金	2,241,289	1,683,687
未払受託者報酬	5,948	5,652
未払委託者報酬	277,545	263,637
未払利息	17	21
その他未払費用	4,528	3,879
流動負債合計	<u>5,353,360</u>	<u>4,349,831</u>
負債合計	<u>5,353,360</u>	<u>4,349,831</u>
純資産の部		
元本等		
元本	332,239,269	319,060,681
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△110,316,582	△115,587,065
元本等合計	<u>221,922,687</u>	<u>203,473,616</u>
純資産合計	<u>221,922,687</u>	<u>203,473,616</u>
負債純資産合計	<u>227,276,047</u>	<u>207,823,447</u>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10特定期間 (自 平成28年6月23日 至 平成28年12月22日)	第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年6月22日)
営業収益		
受取利息	15,192,686	14,152,756
有価証券売買等損益	16,261,800	△7,605,100
その他収益	120,816	111,658
営業収益合計	31,575,302	6,659,314
営業費用		
支払利息	2,669	2,699
受託者報酬	35,005	33,256
委託者報酬	1,633,492	1,551,818
その他費用	211,998	228,387
営業費用合計	1,883,164	1,816,160
営業利益又は営業損失（△）	29,692,138	4,843,154
経常利益又は経常損失（△）	29,692,138	4,843,154
当期純利益又は当期純損失（△）	29,692,138	4,843,154
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	298,319	△216,563
期首剰余金又は期首次損金（△）	△141,675,143	△110,316,582
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,917,469	23,408,113
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,917,469	23,408,113
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,359,500	19,540,628
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,359,500	19,540,628
分配金	16,593,227	14,197,685
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△110,316,582	△115,587,065

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>なお、当該社債券はデリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品であり、複合金融商品全体を一体として時価評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
1. 当該特定期間末日における受益権の総数	332,239,269口	319,060,681口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 110,316,582円	元本の欠損 115,587,065円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6680円 (6,680円)	0.6377円 (6,377円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第10特定期間 (自 平成28年 6月23日 至 平成28年12月22日)	第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年 6月22日)
1. 分配金の計算過程	<p>第53期計算期間 (自平成28年 6月23日 至平成28年 7月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,679,409円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (14,494,417円)、及び分配準備積立金 (319円) より、分配対象収益は17,174,145円 (10,000口当たり475.46円) であり、うち3,070,181円 (10,000口当たり85.00円) を分配金額としております。</p> <p>第54期計算期間 (自平成28年 7月23日 至平成28年 8月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,100,806円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (12,378,948円)、及び分配準備積立金 (2,965円) より、分配対象収益は14,482,719円 (10,000口当たり457.37円) であり、うち2,691,535円 (10,000口当たり85.00円) を分配金額としております。</p> <p>第55期計算期間 (自平成28年 8月23日 至平成28年 9月23日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,210,526円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (11,634,525円)、及び分配準備積立金 (253円) より、分配対象収益は13,845,304円 (10,000口当たり443.81円) であり、うち2,651,625円 (10,000口当たり85.00円) を分配金額としております。</p> <p>第56期計算期間 (自平成28年 9月24日 至平成28年10月24日)</p>	<p>第59期計算期間 (自平成28年12月23日 至平成29年 1月23日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,139,246円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (10,327,057円)、及び分配準備積立金 (12,775円) より、分配対象収益は12,479,078円 (10,000口当たり389.59円) であり、うち2,402,261円 (10,000口当たり75.00円) を分配金額としております。</p> <p>第60期計算期間 (自平成29年 1月24日 至平成29年 2月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,195,818円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (9,598,972円)、及び分配準備積立金 (2,123円) より、分配対象収益は13,796,913円 (10,000口当たり453.08円) であり、うち2,283,754円 (10,000口当たり75.00円) を分配金額としております。</p> <p>第61期計算期間 (自平成29年 2月23日 至平成29年 3月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,776円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (-円)、収益調整金 (9,512,153円)、及び分配準備積立金 (1,882,332円) より、分配対象収益は11,410,261円 (10,000口当たり378.95円) であり、うち2,258,228円 (10,000口当たり75.00円) を分配金額としております。</p> <p>第62期計算期間 (自平成29年 3月23日 至平成29年 4月24日)</p>

	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,267,365円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（11,228,252円）、及び分配準備積立金（836円）より、分配対象収益は13,496,453円（10,000口当たり432.20円）であり、うち2,654,267円（10,000口当たり85.00円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,313,884円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（10,100,101円）、及び分配準備積立金（2,371円）より、分配対象収益は14,416,356円（10,000口当たり443.77円）であり、うち2,436,349円（10,000口当たり75.00円）を分配金額としております。</p>
	<p>第57期計算期間 (自平成28年10月25日 至平成28年11月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,277,938円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（11,091,167円）、及び分配準備積立金（253円）より、分配対象収益は13,369,358円（10,000口当たり420.63円）であり、うち2,701,586円（10,000口当たり85.00円）を分配金額としております。</p>	<p>第63期計算期間 (自平成29年 4月25日 至平成29年 5月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（17,286円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（10,060,034円）、及び分配準備積立金（1,861,746円）より、分配対象収益は11,939,066円（10,000口当たり369.37円）であり、うち2,424,138円（10,000口当たり75.00円）を分配金額としております。</p>
	<p>第58期計算期間 (自平成28年11月23日 至平成28年12月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,271,418円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（11,243,939円）、及び分配準備積立金（440円）より、分配対象収益は13,515,797円（10,000口当たり406.79円）であり、うち2,824,033円（10,000口当たり85.00円）を分配金額としております。</p>	<p>第64期計算期間 (自平成29年 5月23日 至平成29年 6月22日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,136,838円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（9,426,605円）、及び分配準備積立金（827円）より、分配対象収益は11,564,270円（10,000口当たり362.43円）であり、うち2,392,955円（10,000口当たり75.00円）を分配金額としております。</p>
2. 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	<p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。</p>	<p>「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第10特定期間 (自 平成28年 6月23日 至 平成28年12月22日)	第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年 6月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は社債券であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、株価変動リスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は社債券であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、株価変動リスク、信用リスク、並びに流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが當時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが當時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年 6月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 (1) 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年内に償還予定であります。	4. 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10特定期間 (平成28年12月22日現在)	第11特定期間 (平成29年6月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	2,692,700	1,157,700
合計	2,692,700	1,157,700

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第10特定期間 (自 平成28年 6月23日 至 平成28年12月22日)		第11特定期間 (自 平成28年12月23日 至 平成29年 6月22日)	
期首元本額	382,753,643円	期首元本額	332,239,269円
期中追加設定元本額	50,474,951円	期中追加設定元本額	54,464,238円
期中一部解約元本額	100,989,325円	期中一部解約元本額	67,642,826円

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	償還日	券面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	日経ハイインカムインデックスクリンク債	2017年12月5日	227,000,000	196,423,100	
	合 計		227,000,000	196,423,100	

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4. 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5. 商品明細表

該当事項はありません。

第6. 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7. 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8. 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9. その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10. 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）」

平成29年7月31日現在

I 資産総額	18,269,315,077 円
II 負債総額	244,971,218 円
III 純資産総額（I - II）	18,024,343,859 円
IV 発行済数量	75,600,328,587 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.2384 円

「日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）」

平成29年7月31日現在

I 資産総額	188,733,963 円
II 負債総額	2,597,217 円
III 純資産総額（I - II）	186,136,746 円
IV 発行済数量	295,665,094 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6296 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 貸渡制限の内容

貸渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 債還金

債還金は、債還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（債還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該債還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および債還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成29年7月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

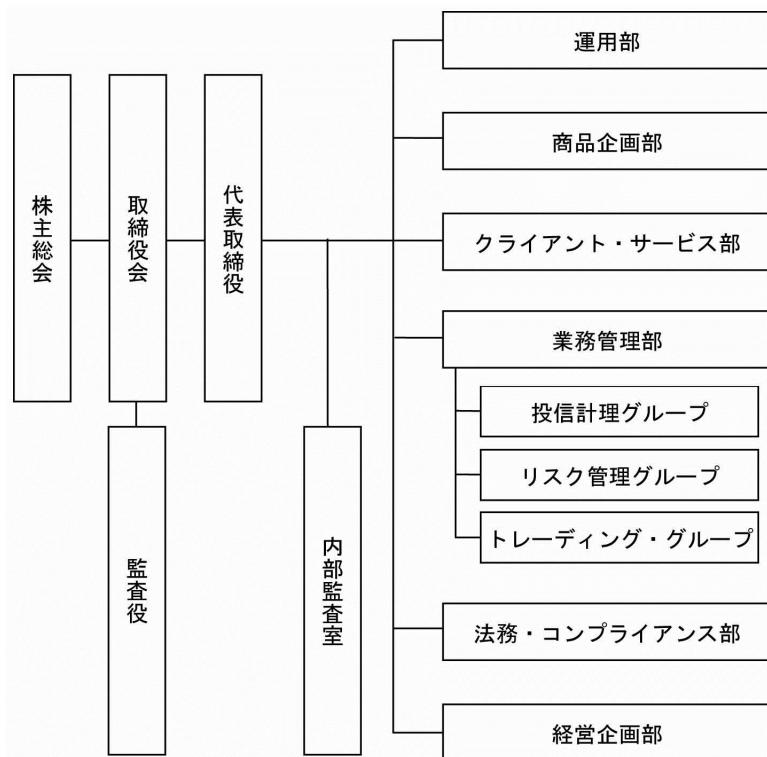
最近5年間における資本金の増減は以下の通りです。

平成24年1月31日 資本金 300百万円に減資

平成27年3月10日 資本金 95百万円に減資

(2) 会社の機構

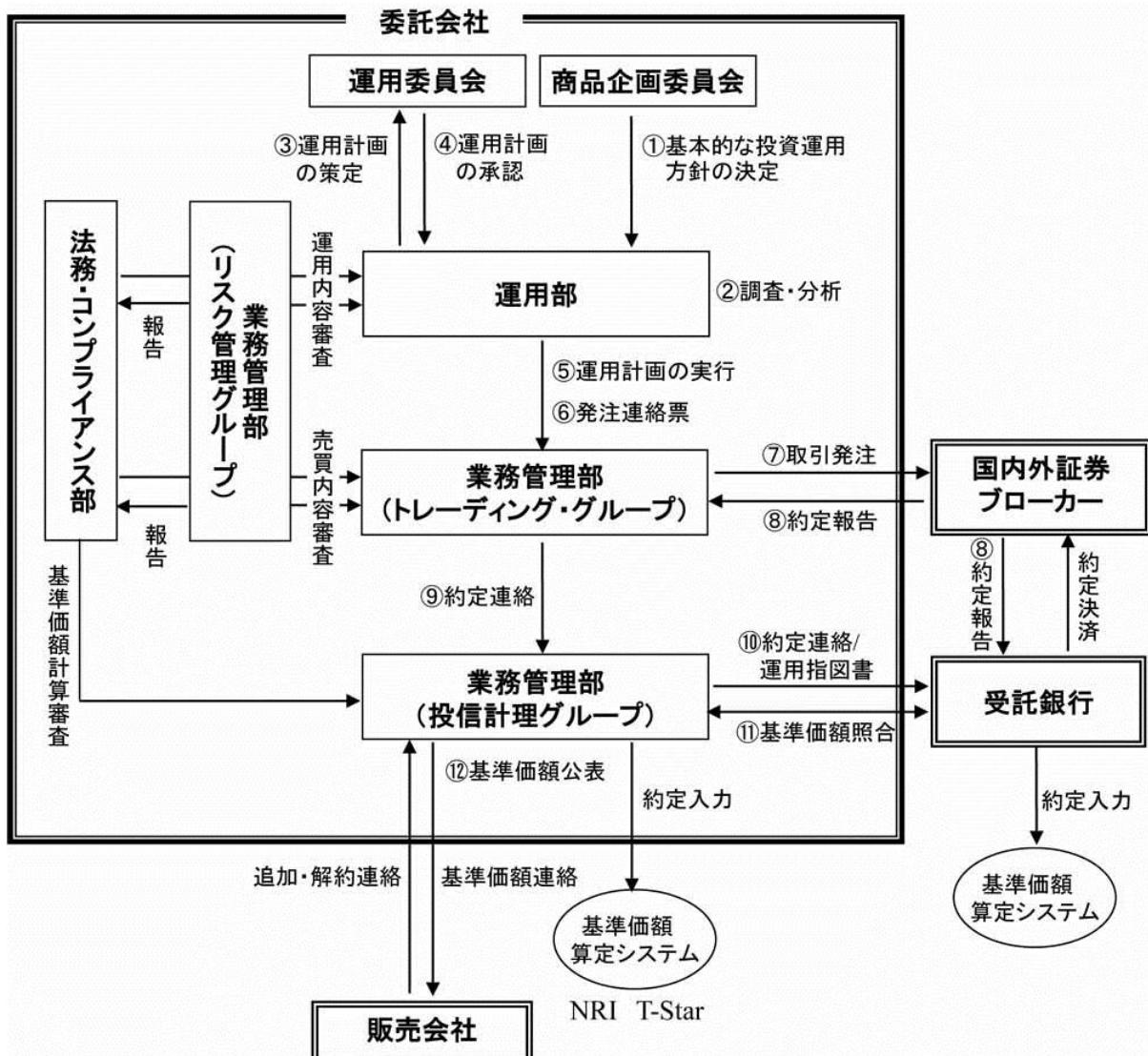
a. 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用担当取締役、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成29年7月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	62	237,117
単位型株式投資信託	38	110,664
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	4	7,017
合計	104	354,798

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松岡雅見



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山田 信之



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

区分	前事業年度 (平成28年3月31日現在)		当事業年度 (平成29年3月31日現在)	
	金額		金額	
(資産の部)		千円	千円	千円
I 流動資産				千円
1 現金・預金		355,036		764,327
2 前払費用		8,610		11,043
3 関係会社預け金		150,496		-
4 関係会社未収入金		472		422
5 関係会社未収益		4,902		4,738
6 未収委託者報酬		267,005		311,864
7 未収運用受託報酬		34,225		12,497
8 金銭の信託		1,000		1,000
9 繰延税金資産		65,998		56,754
10 その他		7,919		13,608
流動資産合計		895,667		1,176,257
II 固定資産				
1 有形固定資産		6,465		11,663
(1) 建物	*1	4,643	4,026	
(2) 器具備品	*1	1,821	7,637	
2 無形固定資産		309	2,089	2,089
(1) ソフトウェア		309	2,089	
3 投資その他の資産		224,151	140,729	144,380
(1) 投資有価証券		146,783	140,729	
(2) 関係会社株式		77,040	-	
(3) 出資金		173	173	
(4) その他		154	3,477	
固定資産合計		230,926		158,133
資産合計		1,126,594		1,334,390
(負債の部)				
I 流動負債				
1 預り金		14,686		17,704
2 未払金		85,222		97,919
(1) 未払手数料		72,276	88,501	
(2) その他未払金		12,946	9,418	
3 関係会社未払金		4,025		4,093
4 未払費用		85,632		94,873
5 未払法人税等		950		950
6 未払消費税等		31,270		26,964
7 賞与引当金		31,786		33,091
8 その他		394		-
流動負債合計		253,968		275,596
II 固定負債				
1 繰延税金負債		1,127		421
2 その他		4,090		4,090
固定負債合計		5,217		4,511
負債合計		259,185		280,108
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		253,212	253,212	
(2) その他資本剰余金		57,136	57,136	
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				

繰越利益剰余金	459, 428		648, 144	
利益剰余金計		459, 428		648, 144
株主資本合計		864, 776		1, 053, 492
II 評価・換算差額等				
(1) その他有価証券評価差額金	2, 631		789	
評価・換算差額等合計		2, 631		789
純資産合計		867, 408		1, 054, 282
負債・純資産合計		1, 126, 594		1, 334, 390

(2) 【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額		金額	
	千円	千円	千円	千円
I 営業収益				
1 委託者報酬		1,480,200		1,841,126
2 運用受託報酬		162,689		122,119
3 その他営業収益		26,317		13,771
営業収益計		1,669,207		1,977,017
II 営業費用				
1 支払手数料		426,220		533,037
2 広告宣伝費		9,647		11,324
3 調査費		221,578		282,143
(1) 調査費	25,606		25,495	
(2) 委託調査費	195,972		256,648	
4 委託計算費		67,754		78,790
5 振替投信費		5,092		6,468
6 営業雑経費		14,010		15,558
(1) 通信費	3,290		3,311	
(2) 印刷費	4,981		6,869	
(3) 諸会費	4,058		3,214	
(4) その他	1,679		2,163	
営業費用計		744,303		927,323
III 一般管理費				
1 給与		301,791		343,745
(1) 役員報酬	53,729		67,153	
(2) 給与・手当	214,490		242,348	
(3) 賞与引当金繰入額	31,287		33,091	
(4) その他報酬給料	2,282		1,152	
2 事務委託費		150,763		166,058
3 交際費		955		1,033
4 旅費交通費		5,166		7,712
5 租税公課		3,340		3,035
6 不動産賃借料		26,394		25,938
7 退職給付費用		3,690		3,915
8 福利厚生費		39,439		45,495
9 固定資産減価償却費		2,256		1,958
10 諸経費		17,819		16,252
一般管理費計		551,617		615,146
営業利益		373,286		434,547
IV 営業外収益				
1 受取利息		88		-
2 受取配当金		186		249
3 為替差益		36		-
4 投資有価証券償還益		1,335		1,342
5 業務受託収入		2,222		1,111
6 その他		39		292
営業外収益計		3,909		2,996
V 営業外費用				
1 為替差損		-		16
2 投資有価証券評価損		414		-
3 雑損失		537		-
営業外費用計		951		16
経常利益		376,243		437,527
VI 特別損失				

1 固定資産除却損	*1		371		-
2 関係会社清算損	*2		-		13,564
特別損失計			371		13,564
税引前当期純利益			375,872		423,962
VII 法人税等					
1 法人税、住民税及び事業税		950		950	
2 法人税等調整額		△38,921		9,244	
法人税等合計			△37,971		10,194
当期純利益			413,843		413,768

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	103,199	103,199
当期変動額						
剰余金の配当					△57,614	△57,614
当期純利益					413,843	413,843
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	356,229	356,229
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	459,428	459,428

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	508,547	4,138	4,138	512,685
当期変動額				
剰余金の配当	△57,614			△57,614
当期純利益	413,843			413,843
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)		△1,506	△1,506	△1,506
当期変動額合計	356,229	△1,506	△1,506	354,722
当期末残高	864,776	2,631	2,631	867,408

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	459,428	459,428	
当期変動額							
剩余金の配当					△225,052	△225,052	
当期純利益					413,768	413,768	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	188,716	188,716	
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	648,144	648,144	

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	864,776	2,631	2,631	867,408
当期変動額				
剩余金の配当	△225,052			△225,052
当期純利益	413,768			413,768
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)		△1,842	△1,842	△1,842
当期変動額合計	188,716	△1,842	△1,842	186,873
当期末残高	1,053,492	789	789	1,054,282

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品5～20年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を、当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年3月31日現在)	当事業年度 (平成29年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、19,352千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、21,065千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
*1 固定資産除却損の内訳 器具備品 371千円	*2 関係会社清算損の内訳 関係会社であるマネックス・キャピタル・パートナーズI株式会社及びASTMAX INVESTMENT LTD. の清算損であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	57	810	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	225	3,164	平成28年3月31日	平成28年6月23日

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	225	3,164	平成28年3月31日	平成28年6月23日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	413	5,817	平成29年3月31日	平成29年6月22日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続きに従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債権である未収運用受託報酬は、商品投資顧問業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続きに従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業等の債務であり、会社で定められた手続きに従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

前事業年度（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	355,036	355,036	-
(2) 関係会社預け金	150,496	150,496	-
(3) 関係会社未収入金	472	472	-
(4) 未収委託者報酬	267,005	267,005	-
(5) 未収運用受託報酬	34,225	34,225	-
(6) 関係会社未収収益	4,902	4,902	-
(7) 投資有価証券	146,739	146,739	-
資産計	958,878	958,878	-
(1) 未払手数料	72,276	72,276	-
(2) その他未払金	12,946	12,946	-
(3) 関係会社未払金	4,025	4,025	-
(4) 未払費用	85,632	85,632	-
負債計	174,880	174,880	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金・預金、(2) 関係会社預け金、(3) 関係会社未収入金、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(6) 関係会社未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(7) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	764,327	764,327	-
(2) 関係会社未収入金	422	422	-
(3) 未収委託者報酬	311,864	311,864	-
(4) 未収運用受託報酬	12,497	12,497	-
(5) 関係会社未収収益	4,738	4,738	-
(6) 投資有価証券	140,691	140,691	-
資産計	1,234,542	1,234,542	-
(1) 未払手数料	88,501	88,501	-
(2) その他未払金	9,418	9,418	-
(3) 関係会社未払金	4,093	4,093	-
(4) 未払費用	94,873	94,873	-
負債計	196,886	196,886	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 関係会社未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 関係会社未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日現在)	当事業年度 (平成29年3月31日現在)
関係会社株式(注1)	77,040	-
匿名組合出資金(注1)	44	38
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めしておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	355,036	-	-
関係会社預け金	150,496	-	-
関係会社未収入金	472	-	-
未収委託者報酬	267,005	-	-
未収運用受託報酬	34,225	-	-
関係会社未収収益	4,902	-	-

当事業年度（平成29年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	764,327	-	-
関係会社未収入金	422	-	-
未収委託者報酬	311,864	-	-
未収運用受託報酬	12,497	-	-
関係会社未収収益	4,738	-	-

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成28年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	72,276	-	-
その他未払金	12,946	-	-
関係会社未払金	4,025	-	-
未払費用	85,632	-	-

当事業年度（平成29年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	88,501	-	-
その他未払金	9,418	-	-
関係会社未払金	4,093	-	-
未払費用	94,873	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(注)	128,534	122,500	6,034
小計	128,534	122,500	6,034
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(注)	18,204	20,480	△2,275
小計	18,204	20,480	△2,275
合計	146,739	142,980	3,759

(注) 取得原価の内訳

投資信託受益証券

142,980千円

当事業年度（平成29年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(注)	26,174	21,480	4,693
小計	26,174	21,480	4,693
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(注)	114,516	118,000	△3,483
小計	114,516	118,000	△3,483
合計	140,691	139,480	1,210

(注)取得原価の内訳

投資信託受益証券 139,480千円

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	6,335	1,902	566
合計	6,335	1,902	566

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	11,842	1,945	603
合計	11,842	1,945	603

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）3,690千円、当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）3,915千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年3月31日現在)	当事業年度 (平成29年3月31日現在)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(千円)	(千円)
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
①流動資産	①流動資産
賞与引当金 11,064	賞与引当金 11,519
未払法定福利費 1,523	未払法定福利費 1,634
繰越欠損金 52,964	繰越欠損金 43,271
その他 445	その他 329
計 65,998	計 56,754
②固定資産	②固定資産
未払退職金 1,415	未払退職金 1,415
関係会社株式評価損 1,023	投資有価証券評価損 179
投資有価証券評価損 179	その他 270
繰越欠損金 130,702	計 1,865
その他 334	繰延税金資産小計 58,619
計 133,656	評価性引当額 △1,865
繰延税金資産小計 199,655	繰延税金資産合計 56,754
評価性引当額 △133,656	(繰延税金負債)
繰延税金資産合計 65,998	固定資産
(繰延税金負債)	その他有価証券評価差額金 △421
固定資産	繰延税金負債合計 △421
その他有価証券評価差額金 △1,127	繰延税金負債の純額 △421
繰延税金負債合計 △1,127	
繰延税金負債の純額 △1,127	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 35.36%	法定実効税率 34.81%
住民税均等割 0.25%	住民税均等割 0.22%
評価性引当金額の減少 △46.94%	評価性引当金額の減少 △31.09%
税率変更による期末繰延税金資産の減 1.06%	欠損金の引継額 △1.73%
額修正	その他 0.18%
その他 0.17%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 △10.10%	
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は前事業年度の35.36%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは34.81%、平成30年4月1日以降のものについては34.60%にそれぞれ変更されております。 この変更による財務諸表への影響は軽微であります。	-

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,520,943	51,748	96,515	1,669,207

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,900,640	47,224	29,152	1,977,017

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 99.6	役員の兼務、業務委託、資金の貸付	業務委託料 (注1)	130,704	-	-
							資金の貸付 (注2)	50,000	-	-
							資金の返済 (注2)	50,000	-	-
							貸付利息 (注2)	88	関係会社未収収益	3
							短期的な資金移動 (注3)	150,496	関係会社預け金	150,496

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(注2) 貸付金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。

なお、担保の差し入れは受けしておりません。

(注3) 短期的な資金移動のため、利息は付していません。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 66.6	役員の兼務、業務委託	業務委託料 (注1)	141,993	-	-
							短期的な資金移動 (注2)	150,496	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(注2) 短期的な資金移動のため、利息は付していません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ASTMAX INVESTMENT LTD.	ケイマン諸島	70	投資会社	(所有) 直接 100.0	役員の派遣	子会社の清算出資金の返還	57,930	-	-
							清算損	12,069	-	-

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アストマックス株式会社（東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1) 株当たり情報

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	12,194円86銭	14,822円11銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	5,818円21銭	5,817円15銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	— 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	— 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日現在)	当事業年度 (平成29年3月31日現在)
純資産の部の合計額	867,408千円	1,054,282千円
普通株式に係る期末の純資産額	867,408千円	1,054,282千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

(注2) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	413,843千円	413,768千円
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	413,843千円	413,768千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

追加型証券投資信託

日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）

信託約款

アストマックス投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「ユーロ円債」という場合があります。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資を行ないます。

②ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）のパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

※日本株ハイインカム戦略インデックス（ブラジルレアル）とは、日経平均株価に連動する投資成果を目指すポートフォリオとコール・オプションの売建てを組み合わせた戦略（「カバード・コール戦略」といいます。）に為替取引（ブラジルレアルの買建て／円の売建て）を加えたパフォーマンスを指数化したものといいます。

③ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合には、委託者の判断により当該ユーロ円債を全て売却することができます。その場合、委託者は受託者と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。

④市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①債券への投資割合には、制限を設けません。

②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時ににおいて信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

額の10%以下とします。

⑧外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑨デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース）
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アストマックス投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成29年12月22日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(受益権の取得申込の勧誘の取扱者)

第6条 委託者は、その指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下、総称して「指定販売会社」といいます。）に、第8条の規定により分割される受益権の取得申込みの勧誘を取扱わせます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、

それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い自動けいぞく投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるるものとします。なお、取得申込日が別に定める日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付を行ないません。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込みをする場合、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得の申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下、「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同

じ。) の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第24条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。なお、この投資信

託においては、約款第17条、第22条から第24条に定めがあるものに限ります。) については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために

必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下、本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めることは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその他別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成24年3月22日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該費用に係る消費税等に相当する金額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下、次項に定める諸費用と合わせて、「諸経費」と総称します。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にも見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率(前項に規定する見積率の上限は、年10,000分の10とします。)を乗じて得た額とし、第37条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第40条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の143の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収

益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下、同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については前条第1項および第2項に規定する支払開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、解約請求申込日が別に定める日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の

受付を行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除して得た価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、別に定める運用の基本方針にしたがい、委託者の判断により保有債券をすべて売却した場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）につ

いて、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求権）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第56条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

公告アドレス <http://www.astmaxam.com/notification/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下、「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下、「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下、「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第24条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似

する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成24年1月13日

委託者 東京都港区北青山二丁目11番3号
ITCインベストメント・パートナーズ株式会社
代表取締役社長 大林 政昭

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

1. 別に定める日

約款第13条第1項および第45条第1項の「別に定める日」は次のものをいいます。
ロンドンの銀行の休業日

2. 別に定める各信託

約款第13条第5項の「別に定める各信託」は次のものをいいます。
追加型証券投資信託（日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース））
追加型証券投資信託（日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース））

追加型証券投資信託
日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）
信託約款

アストマックス投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、配当等収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「ユーロ円債」という場合があります。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債に投資を行ないます。

②ユーロ円債への投資を通じて、日本株ハイインカム戦略インデックスのパフォーマンスに概ね連動する投資成果を目指します。

※日本株ハイインカム戦略インデックスとは、日経平均株価に連動する投資成果を目指すポートフォリオとコール・オプションの売建てを組み合わせた戦略（「カバード・コール戦略」といいます。）のパフォーマンスを指数化したものをいいます。

③ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合には、委託者の判断により当該ユーロ円債を全て売却することができます。その場合、委託者は受託者と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させます。

④市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①債券への投資割合には、制限を設けません。

②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑧外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑨デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース）
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アストマックス投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成29年12月22日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(受益権の取得申込の勧誘の取扱者)

第6条 委託者は、その指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下、総称して「指定販売会社」といいます。）に、第8条の規定により分割される受益権の取得申込みの勧誘を取扱わせます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、

それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 前項の場合において、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い自動けいぞく投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるるものとします。なお、取得申込日が別に定める日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付を行ないません。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込みをする場合、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得の申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下、「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同

じ。) の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第24条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。なお、この投資信

託においては、約款第17条、第22条から第24条に定めがあるものに限ります。) については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために

必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下、本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めることは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその他別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成24年3月22日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該費用に係る消費税等に相当する金額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下、次項に定める諸費用と合わせて、「諸経費」と総称します。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にも見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率(前項に規定する見積率の上限は、年10,000分の10とします。)を乗じて得た額とし、第37条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第40条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の143の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下、「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下、「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収

益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下、同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については前条第1項および第2項に規定する支払開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、解約請求申込日が別に定める日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の

受付を行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除して得た価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、別に定める運用の基本方針にしたがい、委託者の判断により保有債券をすべて売却した場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）につ

いて、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求権）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託期間の延長）

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第56条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

公告アドレス <http://www.astmaxam.com/notification/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下、「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下、「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下、「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第24条に規定する「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似

する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成24年1月13日

委託者 東京都港区北青山二丁目11番3号
ITCインベストメント・パートナーズ株式会社
代表取締役社長 大林 政昭

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均

1. 別に定める日

約款第13条第1項および第45条第1項の「別に定める日」は次のものをいいます。
ロンドンの銀行の休業日

2. 別に定める各信託

約款第13条第5項の「別に定める各信託」は次のものをいいます。
追加型証券投資信託（日本株ハイインカム（毎月分配型）（ブラジルレアルコース））
追加型証券投資信託（日本株ハイインカム（毎月分配型）（円コース））